

2014年6月24日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

第一生命保険株式会社

代表取締役
社 長 渡 邊 光 一 郎

第4期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第4期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当事業年度末の剰余金の処分による普通株式の配当金につきましては、1株につき20円と決定いたしました。

第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に齋藤 勝利、渡邊 光一郎、
露木 繁夫、石井 一眞、浅野 友靖、寺本 秀雄、船橋 晴雄及び宮本 みち子の
8氏が再選され、新たに櫻井 謙二、長濱 守信の2氏が選任され、それぞれ就
任いたしました。

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に大森 政輔及び和地 孝の
2氏が再選され、新たに永山 篤史氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

役員人事について

本総会終了後開催された取締役会及び監査役会の決議により、当社役員の体制は次のとおりとなりました。

代表取締役会長	斎藤 勝利	※取締役常務執行役員	櫻井 謙二
代表取締役社長	渡邊 光一郎	※取締役常務執行役員	長濱 守信
※代表取締役副社長執行役員	露木 繁夫	取締役(社外取締役)	船橋 晴雄
※代表取締役専務執行役員	堀尾 則光	取締役(社外取締役)	宮本 みち子
※取締役専務執行役員	石井 一真	常任監査役(常勤)	永山 篤史
※取締役専務執行役員	浅野 友靖	常任監査役(常勤)	近藤 総一
※取締役専務執行役員	金井 洋	監査役(社外監査役)	大森 政輔
※取締役常務執行役員	寺本 秀雄	監査役(社外監査役)	和地 孝
※取締役常務執行役員	川島 貴志	監査役(社外監査役)	谷口 恒明

※印の取締役は、執行役員を兼務しております。

なお、取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

専務執行役員	上野 啓	執行役員	南部 雅実
専務執行役員	糸長 丈秀	執行役員	稲垣 精二
常務執行役員	武山 芳夫	執行役員	武富 正夫
常務執行役員	田中 明夫	執行役員	渡辺 克久
常務執行役員	丸野 孝一	執行役員	高島 雅博
常務執行役員	秋本 信幸	執行役員	畑中 秀夫
常務執行役員	高橋 敦	執行役員	佐藤 公博
常務執行役員	相澤 伸一	執行役員	徳岡 裕士
常務執行役員	佐藤 智	執行役員	菊田 徹也

以上

第4期期末配当金のお受取りについて

○口座振込をご指定の株主さま

お受取りの内容は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」をご確認ください。

○株式数比例配分方式をご指定の株主さま

お受取りの内容は、同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

○配当金領収証でのお受取りをご指定の株主さま

お受取りの内容は、同封の「配当金計算書」及び「配当金領収証」をご確認ください。
なお、払渡期間中（2014年6月25日～2014年7月25日）に同封の「配当金領収証」をゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）のいずれかにご持参の上、お受け取りください。

※「配当金計算書」について

「配当金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねておりますので、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます。
ただし、株式数比例配分方式をご指定の株主さまにつきましては、同封の「配当金計算書」は「支払通知書」を兼ねておりませんので、お取引の証券会社等へご確認ください。

■ 株式に関するお手続き等のお問い合わせ先 ■

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

【専用フリーダイヤル】0120-282-324

【ご利用時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

本総会の招集ご通知につきましては、当社ホームページに掲載しております。

(URL) <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

上場株式等の配当等に係る税金に関するご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%・住民税3%）は廃止され、2014年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等の配当等の税率は、**本則の税率である20%（所得税15%、住民税5%）となりました。**

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に2.1%を乗じた額が「復興特別所得税」として追加で課税されています（**所得税率15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%**）。

なお、上場株式等の配当等に係る具体的な税率は、下表をご参照ください。

支払開始日	2014年1月1日～2037年12月31日	2038年1月1日～																				
税率	<p style="text-align: center;">20.315%</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">所得税</td> <td style="padding: 0 10px;">15%</td> <td style="padding: 0 10px;">]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">復興特別所得税</td> <td style="padding: 0 10px;">0.315%</td> <td style="padding: 0 10px;">]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">住民税</td> <td style="padding: 0 10px;">5%</td> <td style="padding: 0 10px;">]</td> </tr> </table>	[所得税	15%]	[復興特別所得税	0.315%]	[住民税	5%]	<p style="text-align: center;">20%</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">所得税</td> <td style="padding: 0 10px;">15%</td> <td style="padding: 0 10px;">]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[</td> <td style="padding: 0 10px;">住民税</td> <td style="padding: 0 10px;">5%</td> <td style="padding: 0 10px;">]</td> </tr> </table>	[所得税	15%]	[住民税	5%]
[所得税	15%]																			
[復興特別所得税	0.315%]																			
[住民税	5%]																			
[所得税	15%]																			
[住民税	5%]																			

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。

なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。

※上記内容は、2014年1月時点の情報をもとに作成しています。

※詳細につきましては、所轄の税務署、税理士等にお問い合わせください。